



ふれあいと支えあいのある安心して暮らせるまちへ 鳩山町精神保健福祉コミュニティサロン

町では、町内在住の精神障がいのある方とその家族、支援者などが気軽に話せる場として「精神保健福祉コミュニティサロン」を平成28年10月に開設しました。

「精神保健福祉コミュニティサロン」では、サロンボランティアと気軽におしゃべりをしながら気分転換を図ったり、町職員（精神保健福祉士）による精神保健に関する相談を行っています。また、今年度、利用者同士の交流を図るイベント等の開催も予定しています。利用は無料で、事前予約、出入り自由です。お気軽にお立ち寄りください。

▶開設日時 原則、毎月第2・4木曜日 午後1時30分～4時

▶開催場所 町ふれあいセンター 304会議室

※開設日・開催場所は変更する場合があります。詳細は、広報はとやま「暮らしの相談室」をご覧ください。役場健康福祉課までお問い合わせください。

▶利用対象者 町内在住の精神障がいのある方とその家族、支援者など

※精神保健福祉士による精神保健に関する相談をご希望される方は、あらかじめご連絡いただきますようお願い

いたします。

▶問合せ 役場健康福祉課 障害者福祉担当 ☎296-1241

サロンボランティア募集中

サロンの運営等にお力を貸していただけるボランティアを募集しています。ボランティアの皆さんには、町職員（精神保健福祉士）と一緒に精神障がいのある方やその家族の方の話を聞いたり、交流を深めるためのイベントの企画するなど、精神障がいに対する理解を促進する活動のお手伝いをしていただきます。

なお、サロンボランティアは、過去に町や社会福祉協議会が開催した精神保健福祉に関する講習会などを受講されているか、今回開催される精神障がい理解を深める講習会（下記参照）を受講していただいた方に限らせていただきます。

※今回の講習会に参加が難しい方で、精神保健福祉コミュニティサロンボランティアに興味のある方は、健康福祉課にご相談ください。

精神障がい理解を深める講習会

より多くの方に精神障がいについて知っていただくため、町では精神保健福祉に関する講習会を開催します。ご興味のある講習会がございましたら気軽にご参加ください。

※第1回の講習会は定員があります。

※第2回・第3回は当日参加もできますが、参加者多数の場合、お断りさせていただくこともあります。

参加をご希望の方は、役場健康福祉課 障害者福祉担当へお申し込みください。

電話 296-1241、FAX 296-3390

第1回
11月6日
(月)

対象：精神保健福祉ボランティアに興味のある方

時間：午後1時30分から3時

場所：鳩山町役場 305・306 会議室

テーマ：「精神疾患の基礎知識と当事者家族からの言葉」

内容：【1部】精神疾患の基礎知識、【2部】精神障がい者家族からのお話

定員：30人

第2回
11月22日
(水)

対象：どなたでも参加可

日時：午後2時30分から4時

場所：鳩山町役場 305・306 会議室

テーマ：「地域社会とボランティア活動」

内容：地域社会におけるボランティア活動とこれから期待されるボランティアの活躍についての講演

講師：十文字学園女子大学 佐藤陽 教授（人間生活学部 人間福祉学科）

第3回
12月1日
(金)

対象：どなたでも参加可

日時：午後1時30分から3時

場所：地域包括ケアセンター

テーマ：「精神障がい者の本音～当事者の人の語り～」

内容：【1部】当事者による体験談の講演、【2部】当事者と支援者の本音で語るパネルディスカッション、当事者と支援者による当事者作曲のオリジナル楽曲の演奏。（内容を変更する場合があります。）

行政Tトピックスopics



役場の開庁時間
月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
☎049-296-1211（代表）



平成30年度町立鳩山幼稚園新入園児募集

▶応募資格 本町に居住し、住所を有する幼児で、①平成25年4月2日～平成26年4月1日までに生まれた4歳児、②平成24年4月2日～平成25年4月1日までに生まれた5歳児

▶定員 【4歳児】60人 【5歳児】欠員の範囲内

▶願書配付場所 10月16日(月)から町立鳩山幼稚園、町教育委員会教育総務課（役場3階）、役場東出張所で配付

▶応募期間 11月1日(水)～17日(金)(土・日曜日、祝日、14日・15日を除く)

▶願書提出場所 町立幼稚園

▶問合せ 町立鳩山幼稚園 ☎296-0592 または教育総務課 ☎296-1227



ひばり保育園・ひばりゆりかご保育園 新入園児申込書を配布します

▶入園年齢 【ひばり保育園】生後3か月以上の乳幼児から小学校未就学児

【ひばりゆりかご保育園】0歳児（生後8週から乳児の受入が可能）から2歳児

▶対象 児童の家庭が次のいずれかに該当し、保育を必要とする場合

- ①就労（月64時間以上）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居または長期入院している親族の介護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就労または就業訓練
- ⑧虐待やDVの恐れがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する事由であると町長が認める状態にある場合

▶保育時間 午前7時30分～午後7時30分（ただし、午後6時30分以降および日曜日・祝日は要追加料金）

▶保育料 入園する家庭の町民税額に応じて決定

▶申込・問合せ 平成30年4月に入園を希望される方は、11月6日(月)～12月20日(水)の期間に役場健康福祉課 子育て支援担当（☎296-1241）または、ひばり保育園（☎296-2793）、ひばりゆりかご保育園（☎298-2261）へお申し込みください。

※なお、町外保育所等に入園希望の方は、申し込み期限が異なりますので、あらかじめご相談ください。